

読み終わったら保護者の方にも読んでもらいましょう。

生徒部だより

宮城県小牛田農林高等学校
第5号
平成29年5月30日

6月1日は衣替えです

- 1 移行期間 6月1日(木)～6月9日(金)
登下校時で気温が低い時などには上着(ブレザー)の着用を認めます。上着以外のパーカー・指定外セーター、ジャンパー等の着用は認めません。着用していた場合は「その場預かり」とします。
- 2 完全実施 6月12日(月)
完全実施後も、部活動などで朝夕の気温が低い時間帯に登下校をする際には、上着の着用を認めます。その際の注意点は上記1に準じます。
- 3 その他
 - (1)「端正な身だしなみの励行」を心掛け、自ら服装等を整え、落ち着いた学校生活を送ること。
 - (2)校内外において、常に小牛田農林生としての自覚を持った行動をとること。
 - (3)以下の『制服の着こなしガイド』を参照し、身だしなみに気をつけること。

小牛田農林高等学校 制服の着こなしガイド

Kogota-nourin High School

小牛田農林高校生徒指導部

—農林着こなし身だしなみ十箇条—

- 一、小牛田農林の制服・校章に誇りを持つ。
是、農林魂の基本なり。
- 二、登下校の際及び校内でブレザーを必ず着用する。
(6月～9月は除く)
- 三、ズボンを正しくはき、ベルトを締める。
(腰パン禁止)
- 四、スカート丈はひざの範囲とする。
(まくり上げない。スカート裾切断禁止)
- 五、シャツの裾は必ず中に入れる。
- 六、集会、式の際は、必ずネクタイ、リボンをきちんとつける。
- 七、初タイ、リボンを着用しない時は、シャツのボタンをしめる。
- 八、ブレザーの中に着るものは指定のセーター・ベストのみとする。
(カーデガンやパーカー、華美なジャンパー等は着用できない)
- 九、高校生にふさわしい髪型とする。(パーマ、カール、染色、脱色、そりこみ、まゆのそり落としなど禁止)
- 十、化粧、装飾品は一切禁止。
(マニキュア、ピアス、指輪、マスク、つけまつげ、カラーコンタクトなど)

正装バージョン



夏バージョン

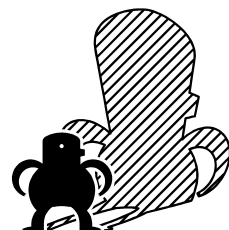


読み終わったら保護者の方にも読んでもらいましょう。

不審者に注意！

毎年、この時期になると不審者（変質者）被害の情報が寄せられます。昨年は、4～5月に大崎地域で6件（鹿島台1，古川5），築館地域で2件の声かけ、つきまとい、盗撮等の迷惑行為等が報告されています。

また、今年になってから、本校生徒が不審者につきまといわれ、声かけをされる事案が発生しています。部活動等で帰りが遅くなる際などは十分に気をつけて帰宅してください。



不審者被害に遭わないためには？

○一人で下校しない

必ず友人や先輩・後輩などと複数で登下校する。一人になる場合は家族に迎えに来てもらう。

○安全な通学路を通行する

民家や商店等が少ない所（裏道，たんぼ道路など）や，街灯が無い暗い道は選ばない。
なるべく人通りが多く，交通量が多い道路を選ぶ（交通安全には十分に注意）。

○不審者の注意を引くような容姿をしない，行動をとらない

極端に短いスカートや派手な髪型などは不審者（変質者）の興味関心をひきます。また，女子のみならず，男子も服装等に注意し，無用なトラブルに巻き込まれないように注意しましょう。

○スマホ・携帯電話・ゲーム機などを使いながら歩かない

メールやLINEをしながら，イヤフォンで音楽を聴きながらでは注意力が散漫となります。不審者の接近すら気づかない場合が多いようです。「ながら歩き」はやめましょう。

不審者に遭遇したら？

○身の安全の確保（大声を出して助けを呼ぶ，近くの民家に駆け込む）。

○警察への通報（110通報）・連絡（各警察署へ）

遠田警察署 33-2321

古川警察署 22-2311

鳴子警察署 82-2249

加美警察署 63-2311

※不審者の特徴（眼鏡・帽子の有無，頭髪の形状・長さ，服装，車のナンバー・色・車種など）を出来る範囲で覚えておいて下さい。ただし，自分の身の安全確保（逃げること）が最優先です！

ちよつと考えて・・・

新学期がはじまって，2ヶ月が過ぎようとしています。多くの生徒のみなさんは，楽しい学校生活を送っているのではないのでしょうか。そんな中で，残念ながら「学校の駐輪場から自転車を盗まれた」という事案が5件報告されました。そして，そのほとんどが近くのヨークベニマルや小牛田駅，なかには，次の日に本校の駐輪場で見つかっています。もしかすると盗った人は，「ちよつと借りるだけ」と軽い気持ちでやったのかもしれませんが，これは犯罪です（窃盗罪：懲役または50万円以下の罰金）。本校では，二重ロックを呼びかけていますが，やはり盗む人が悪いのです。絶対に許されない行為です。このようなことが本校で起きてしまうのは，残念でなりません。自分勝手な行動を慎み，相手の気持ちを考えられる人になってほしいと思います。

※ ちなみに，空き地などにある放置自転車を勝手に使用することも占有離脱物横領罪（1年以下の懲役または10万円以下の罰金もしくは科料）という犯罪になります。